

2 用語の解説

1 事業所

事業所とは、経済活動の場所的単位であって、原則として次の要件を備えているものをいう。

- (1) 経済活動が、単一の経営主体のもとで、一定の場所(1区画)を占めて行われていること。
- (2) 物の生産、サービスの提供が、従業者と設備を有して、継続的に行われていること。

すなわち、事業所とは、一般に商店、工場、事務所、営業所、銀行、学校、病院、寺院、旅館などと呼ばれているものをいう。

派遣・下請従業者のみの事業所

平成13年調査より、当該事業者に所属する従業者が一人もおらず、他の会社など別経営の事業所から派遣されている人のみで事業活動が行われている事業所も当該事業所としている。

2 経営組織

- | | | |
|---------|--------|---|
| 民
個 | 営
人 | 国及び地方公共団体等の事業所を除く事業所をいう。
個人が事業を経営している場合をいう。
法人組織になっていない共同経営の場合も個人経営とした。 |
| 法
会 | 人
社 | 法律の規定によって法人格が認められているものが事業を営んでいる場合をいう。
株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、相互会社及び外国の会社をいう。
ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により日本にその事務所などを登記したものをいう。
なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社とはしない。 |
| 会社以外の法人 | | 法人格を持っているもののうち、会社以外の法人をいう。
例えば、社団法人、財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、事業協同組合、農(漁)業協同組合、労働組合(法人格を持つもの)、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫などが含まれる。 |
| 法人でない団体 | | 団体であるが、法人格を持たないものをいう。
例えば、後援会、同窓会、協議会、労働組合(法人格を持たないもの)などが含まれる。 |

3 従業者

従業者とは、調査日現在、当該事業所に所属して働いているすべての人をいう。したがって、他の会社や下請先などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれる。また、当該事業所で働いている人であっても、他の会社や下請先などの別経営の事業所から派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与(現物給与を含む)を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者とした。

4 産業分類

事業所・企業統計調査の産業分類は、原則として日本標準産業分類（平成5年10月総務庁告示第60号）によるが、小分類項目については一部分割したのも小分類に含めて表章している。

産業大分類のしくみ

